

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 特定計量器定期検査の実施(二件)……………一
- ………(生活文化局計量検定所検査課)……………一
- 都市計画事業の認可……………一
- ………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………一
- 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の変更……………二
- ………(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………二
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………三
- ………(環境局総務部環境政策課)……………三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………六
- ………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………六
- 開発行為に関する工事完了……………七
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………七
- 東京都練馬障害者支援ホームの運営事業者の公募……………七
- ………(福祉保健局障害者施策推進部居住支援課)……………七
- 東京都八王子自立ホームの運営事業者の公募……………七
- ………(同)……………七
- 東京都視覚障害者生活支援センターの運営事業者の公募……………八
- ………(同)……………八
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………九
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………九
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要(二)

## 告示

### ●東京都告示第千五百二十四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十七年十月十九日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

- 一 検査地域 豊島区
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成二十七年十一月十九日から平成二十八年一月二十二日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 (一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。
- (二) のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。
- 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会

件)……………(同)……………九

の名称

### ●東京都告示第千五百二十五号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十七年十月十九日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

- 一 検査地域 千代田区
  - 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
  - 三 検査期日 平成二十七年十二月一日から平成二十八年一月二十五日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
  - 四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所
  - 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会の名称
- 東京都告示第千五百二十六号
- 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき町田都市計画緑地事業を認可したので、

同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年十月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の名称 町田市

二 都市計画事業の種類及び名称 町田都市計画緑地事業第三十二号香山緑地

三 事業施行期間 平成二十七年十月十九日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 町田市能ヶ谷二丁目地内

使用の部分 なし

●東京都告示第千五百二十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の三十五の八第二項の規定に基づき、国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

名称 変更 変更前 変更後 変更年月日

株式会社 構造計 新宿区新宿 新宿区新宿 平成二十七年  
社建築 算適合 一丁目八番 一丁目八番 九月五日  
構造セ 性判定 一号大橋御 一号大橋御  
ンター の業務 苑駅ビル六 苑駅ビル六  
を行う 階 階

事務所 宮城県仙台 宮城県仙台  
の所在 市青葉区本 市青葉区本  
町二丁目十 町二丁目十  
番二十八号 番二十八号  
カメイ仙台 カメイ仙台

グリーンシ ティ三階 福島県郡山 市中町十一番五号やまのいビル千三号室 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号 さいたま浦和ビルディン グ三階 神奈川県横 浜市西区北 幸二丁目三 番十九号日 総第8ビル 八階 愛知県名古屋市中区栄 四丁目十四 番二号久屋 パークビル 七階 島根県松江 市中原町六 番地 岡山県岡山 市北区内山 下一丁目三 番十九号成 広ビル二階 広島県広島 市中区八丁 堀十五番六 号広島ちゅ うぎんビル 七百四十二 号室 グリーンシ ティ三階 福島県郡山 市中町十一番五号やまのいビル千三号室 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号 さいたま浦和ビルディン グ三階 神奈川県横 浜市西区北 幸二丁目三 番十九号日 総第8ビル 八階 長野県長野 市南町千 八十二番地 K O Y O 南 県町ビル五 階 愛知県名古屋市中区栄 四丁目十四 番二号久屋 パークビル 七階 岡山県岡山 市北区内山 下一丁目三 番十九号成 島根県松江 市中原町六 番地 岡山県岡山 市北区内山 下一丁目三 番十九号成 広島県広島 市中区八丁 堀十五番六 号広島ちゅ うぎんビル 七百四十二 号室 廣島県広島

愛媛県松山 市中区八丁 市三番町七 丁目十三番 十三号ミツ ネビルディ ング六百一 号室 佐賀県佐賀 市駅前中央 一丁目九番 三十八号い ちご佐賀ビ ル七百四号 室 佐賀県佐賀 市駅前中央 一丁目九番 三十八号い ちご佐賀ビ ル七百四号 室 長崎県長崎 市万才町三 番四号長崎 ビル八階 宮崎県宮崎 市川原町五 番十号ミネ ックス川原 八階 鹿児島県鹿 児島市西千 石町十一番 二十一号鹿 児島MSビル 二階B号 室 鹿児島県鹿 児島市西千 石町十一番 二十一号鹿 児島MSビル 二階B号 室 沖縄県浦添 市牧港五丁 目六番八号 沖縄県建設 会館四階 愛媛県松山 市中区八丁 堀十五番六 号広島ちゅ うぎんビル 七百四十二 号室 愛媛県松山 市三番町七 丁目十三番 十三号ミツ ネビルディ ング六百一 号室 佐賀県佐賀 市駅前中央 一丁目九番 三十八号い ちご佐賀ビ ル七百四号 室 佐賀県佐賀 市駅前中央 一丁目九番 三十八号い ちご佐賀ビ ル七百四号 室 長崎県長崎 市万才町三 番四号長崎 ビル八階 宮崎県宮崎 市川原町五 番十号ミネ ックス川原 八階 鹿児島県鹿 児島市西千 石町十一番 二十一号鹿 児島MSビル 二階B号 室 鹿児島県鹿 児島市西千 石町十一番 二十一号鹿 児島MSビル 二階B号 室 沖縄県浦添 市牧港五丁 目六番八号 沖縄県建設 会館四階

●東京都告示第千五百二十八号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第四十八条の規定に基づき、江東区有明北三ー一地区開発計画について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、同条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、同条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十月十九日

東京都知事 舩 添 要 一

一 事業段階関係地域の範囲

江東区 有明一丁目、有明二丁目、有明三丁目、東雲一丁目、東雲二丁目及び豊洲六丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

住友不動産株式会社

代表取締役社長 仁島 浩順

新宿区西新宿二丁目四番一号

三 対象事業の名称及び種類

江東区有明北三ー一地区開発計画

住宅団地の新設及び自動車駐車場の設置

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、江東区有明二丁目一番に位置する計画地に、住宅、商業、ホテル、サービスアパートメント、ホール、保育施設及び駐車場等を計画するものである。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び

温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

平成二十七年十月十九日から同年十一月十七日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 江東区環境清掃部温暖化対策課

江東区東陽四丁目十一番二十八号

イ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成二十七年十二月二日

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課  
郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現状調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(4)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>【建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は第1期が0.072ppm、第II期が0.060ppmであり、第I期で環境基準値(0.06ppm)を上回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は第1期が14.7%、第II期が29.7%である。浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は第1期が0.060mg/m<sup>3</sup>、第II期が0.057mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準値(0.10mg/m<sup>3</sup>)を下回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は第1期が14.8%、第II期が8.0%である。建設工事を十分に検討し、建設機械による寄与率を極力少なくするため、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率的な作業に努め、最新の排出防止対策型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の不要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.049～0.053ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。工事用車両の走行に伴う寄与率は0.1～1.8%である。浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.055mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準値(0.10mg/m<sup>3</sup>)を下回る。工事用車両の走行に伴う寄与率は0.1%未満～0.1%である。</p> <p>【関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は、平日が0.049～0.052ppm、休日が0.048～0.049ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。関連車両の走行に伴う寄与率は、平日が0.1～1.4%、休日が0.1～0.7%である。浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は平日、休日ともに0.055mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準値(0.10mg/m<sup>3</sup>)を下回る。関連車両の走行に伴う寄与率は、平日、休日ともに0.1%未満である。</p> <p>【駐車場の供用に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.050ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。駐車場の供用に伴う寄与率は2.0%である。浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.054mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準値(0.10mg/m<sup>3</sup>)を下回る。駐車場の供用に伴う寄与率は0.1%である。</p> <p>【熱源施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.049ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。熱源施設の稼働に伴う寄与率は1.5%である。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動	<p>【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音】 建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル(L<sub>eq</sub>)は、敷地境界において第I期で最大72dB、第II期で最大67dBであり、「指定建設作業に係る騒音の報告基準」(80dB)を下回る。</p> <p>【建設機械の稼働に伴う建設作業振動】 建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル(L<sub>v</sub>)は、敷地境界において第I期で最大55dB、第II期で最大52dBであり、「指定建設作業に係る振動の報告基準」(70dB)を下回る。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音】 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L<sub>eq</sub>)は、昼間64～74dBであり、No.3地点及びNo.5地点において環境基準値(昼間70dB)を上回る。</p> <p>なお、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は昼間1dB未満～1dBである。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通振動】 工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L<sub>v</sub>)は、昼間41～56dB、夜間35～53dBであり、規制基準値(第一種区域：昼間60dB、夜間55dB)を下回る。</p> <p>なお、工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は1dB未満～1dB、夜間は1dB未満～1dBである。</p> <p>【関連車両の走行に伴う道路交通騒音】 関連車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L<sub>eq</sub>)は、平日が昼間64～74dB、夜間60～71dB、休日が昼間63～71dB、夜間が57～67dBであり、平日がNo.3、5の昼間及びNo.1、3、5、6の夜間で、休日がNo.3の昼間及びNo.3、5、6の夜間で環境基準値(昼間70dB、夜間65dB)を上回る。</p> <p>なお、関連車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は、平日が昼間、夜間ともに1dB未満～1dB、休日が昼間1dB未満～2dB、夜間が1dB未満～1dBである。</p> <p>【関連車両の走行に伴う道路交通振動】 関連車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L<sub>v</sub>)は、平日が昼間41～56dB、夜間36～53dB、休日が昼間33～52dB、夜間31～50dBであり、規制基準値(第一種区域：昼間60dB、夜間55dB)を下回る。走行に伴う振動レベルの増加分は、平日が昼間1dB未満～1dB、夜間1dB未満～2dB、休日が昼間1dB未満～2dB、夜間1dB未満～3dBである。</p> <p>【駐車場利用車両の走行に伴う駐車場の騒音】 駐車場の利用車両の走行に伴う騒音レベル(L<sub>eq</sub>)は、計画地に挟まれた区画道路境界において昼間59dB、夜間57dBであり、環境基準値(昼間65dB、夜間60dB)を下回る。暗騒音レベルからの増加分は、1～3dB程度である。</p> <p>計画建築物により日影が生じると予測される範囲には、日影規制対象区域が含まれているが、条例に定める日影規制値を下回る。計画地周辺地域への日影の影響を低減するため、3-1-A街区の住宅棟3棟を計画地南側に配置するとともに、計画地北側に配置する3-1-B及び03-1-C街区の商業棟、商業等棟を低層にするよう計画した。これにより、有明小・中学校への計画建築物による日影が及ぶ時間を2時間未満に抑え、また、冬至日における計画建築物による1時間以上の日影が及ぶ範囲は、計画地北西側から北東側に最大約25mの範囲となり、日影の影響を低減していると考ええる。</p>
3. 日影	<p>【工事の完了後】</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
4. 電波障害	<p>工事の完了後</p> <p>計画建築物により、計画地の南南西方向において、地上デジタル放送に対する電波放送に対する電波の干渉が生じると予測される。また、計画地の北東方向及び北北東方向において、衛星放送に対する電波の干渉が生じると予測される。</p> <p>計画建築物によるテレビ電波障害が発生した場合には、電波受信状況に応じて適切な電波受信障害対策を講じることにより、テレビ電波障害の影響は解消されると考えられる。以上のことから、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起さないこと」を満足するものと考えられる。</p>
5. 風景境	<p>工事の完了後</p> <p>防風対策を行わない場合、計画建築物の存在により新たに領域D(抽風地域相当の環境)となる地点が9地点生じると予測されるが、植栽等による防風対策を講じることにより、新たに領域Dとなった地点は、領域B(低中層市街地相当の風景境)または、領域C(中層市街地相当の風景境)となり、風景境は改善されると予測される。以上のことから、計画建築物の存在により、計画地周辺の風景境に変化はあられるものの、建設前とはほぼ同様の領域B及び領域Cに相当する風景境が維持されると考えられる。</p>
6. 景観	<p>工事の完了後</p> <p>【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】</p> <p>本事業の実施により、高層棟を含む建築物が出現することで、現状の中高層の集合住宅、事務所建築物、商業施設等が立地する市街地景観から、特色のある新たな都市的景観へと変化する。</p> <p>本事業では、計画地敷地境界に植栽を配し、それらを緑豊かな広場とネットワークさせることで、歩行者や周辺居住者の憩いの場となる緑地を形成する計画としており、これらは、計画地周辺の有明テニスの森公園や東京臨海広域防災公園といった大規模な公園等の自然や緑のネットワークを形成する。なお、植栽樹種は、「植生時における在来種選定ガイドライン」で生物多様性に配慮した植栽を目的として「(平成26年5月東京都)に示される自然植生の構成種を考慮し、検討する。」</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「海辺の自然と共生しながら、各地域の特性を生かした新しい時代にふさわしい景観形成をはかること」を満足するものと考えられる。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】</p> <p>近景域においては、計画建築物が比較的大きく見える眺望地点もあるが、計画地敷地境界に植栽を配し、それらを緑豊かな広場とネットワークさせることで、歩行者や周辺居住者の憩いの場となる緑地を形成することにより、周辺地域との調和に配慮する。また、中景域及び遠景域においては、計画建築物によりスカイラインの一部に変化が生じるが、計画地周辺の建築物と調和した高さとするにより、海辺からの眺望を阻害することはないと、代表的な眺望地点からの眺望に著しい変化は生じないと考える。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「海辺の自然と共生しながら、各地域の特性を生かした新しい時代にふさわしい景観形成をはかること」を満足するものと考えられる。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】</p> <p>計画地周辺は、東京湾や運河に囲まれ、中高層の業務ビル及び商業施設、住宅ビル、公園が混在する地域である。</p> <p>本事業による形態率の増加は、計画地北側のオリゾンテール前で15.1%、計画地北東側のカレリアプラザ前で0.2%、計画地東側の有明小・中学校前で2.7%、計画地南側の東京臨海広域防災公園前で2.6%、計画地西側の有明コロシアム前で8%である。</p> <p>計画建築物の色彩は「江東区景観計画」に適合する色彩を用い、周辺環境に配慮する。計画地敷地境界には、歩道状空地を配置し、圧迫感の低減を図るとともに、計画地内の歩行者空間には高木等による植栽を施し、圧迫感の低減を図ること」を満足するもの以上のことから、評価の指標とした「圧迫感の低減を図ること」を満足するものと考えられる。</p>

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
7. 自然との触れ合い活動の場	<p>工事の施行中</p> <p>計画地は更地であり、計画地内には自然との触れ合い活動の場は存在しない。計画地周辺の有明テニスの森公園で、散歩やジョギングや休息等の他、東京臨海防災公園でスノーボード、休息等の自然との触れ合い活動が行われているが、事業の実施により、これらの自然との触れ合い活動の場を直接改変することはない。</p> <p>事業の実施により、計画地敷地境界に植栽を配し、それらを緑豊かな広場とネットワークさせることで、歩行者や周辺居住者の憩いの場となる緑地を形成する計画としており、この緑化された空間は新たな自然との触れ合い活動の場として活用されるものと考えられる。</p> <p>以上のことから、計画地内に創出される植栽空間は、周辺の自然との触れ合い活動の場とともに、その活動を促進することから、評価の指標を満足するものと考えられる。</p>
8. 廃棄物	<p>工事の施行中</p> <p>【建設発生土の排出量、有効利用量、処理・処分方法】</p> <p>掘削・土工事に伴う建設発生土の排出量は、約579,300m<sup>3</sup>、そのうち有効利用量は、約52,960m<sup>3</sup>と予測する。建設発生土は、場内利用が困難な場合は、受け入れ機関の受け入れ基準への適合を確認したうえで場外搬出し、有効利用する計画である。「建設リサイクル法」等の関係法令に示される事業者の責務を果たすこと、東京建設リサイクル推進計画」の目標値を達成する。</p> <p>【建設汚泥の排出量、資源化量、処理・処分方法】</p> <p>山留・杭工事における汚泥の排出量は、約160,300m<sup>3</sup>、そのうち再資源化量は、約14,270 m<sup>3</sup>と予測する。建設汚泥は、脱水等を行って減量化し、可能な限り再資源化する計画である。「建設リサイクル法」等の関係法令に示される事業者の責務を果たすこと、東京建設リサイクル推進計画」の目標値を達成すること、東京建設リサイクル推進計画」の目標値を達成すること。</p> <p>【建設工事に伴う生じる廃棄物の排出量、資源化量、処理・処分方法】</p> <p>建設工事に伴う建設廃棄物の排出量は、約15,161t、そのうち再資源化量は、約14,610tと予測する。これらの建設廃棄物は分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る等、「建設リサイクル法」等の関係法令に示される事業者の責務を果たすこと、東京建設リサイクル推進計画」の目標値を達成すること。</p> <p>施設の使用に伴い発生する一般廃棄物の量は、約86,913kg/日と予測する。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「江東区清掃リサイクル条例」等の法令等を遵守し、廃棄物を適正分別して保管場所の管理を徹底する等、関係法令に示される事業者の責務を果たす。</p>
9. 温室効果ガス	<p>工事の完了後</p> <p>計画建築物からの二酸化炭素排出量は、約23,162t-CO<sub>2</sub>/年であり、基準建築物と比べた二酸化炭素排出量の削減量は、約3,896t-CO<sub>2</sub>/年となり、基準建築物と比べ削減率は、14.4%と予測する。</p> <p>住宅以外の用途については、建築的手法による省エネルギー措置、設備システムの省エネルギー措置等、省資源化対策により温室効果ガスの発生量の削減に努める。住宅用途については「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、省エネルギー対策等級4を目指す等、温室効果ガスの排出抑制対策を講じる計画である。</p> <p>以上のことから、「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び「環境確保条例」に示される「事業者の責務」を遵守しているものと考えられる。</p>

●東京都告示第千五百二十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十月十九日

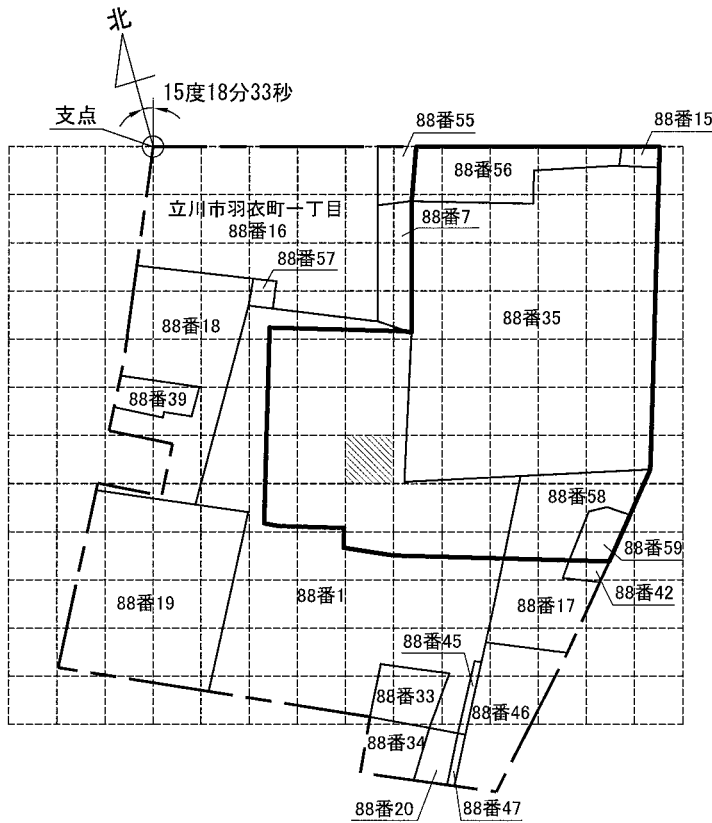
東京都知事 舛添 要 一

一 要措置区域 別図のとおり（立川市羽衣町一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン並びにふっ素及びその化合物

三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



- 凡例
- 単位区画
  - 筆境界
  - - - 敷地境界
  - 調査対象地
  - ▨ 要措置区域

支點  
支點は、立川市羽衣町一丁目88番16の最北端とする。

格子の回転角度（15度18分33秒）  
格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支點を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年十月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
住所及び氏名

小金井市貫井北町三丁目千八番四  
武蔵野市境二丁目二番二号  
株式会社飯田産業  
代表取締役 兼井 雅史

三鷹市中原三丁目二百十二番十六、同番十二の一部及び同番十八  
三鷹市深大寺一丁目七番八号  
株式会社ヒジリ・ホームテック  
代表取締役 生駒美恵子

稲城市平尾一丁目二十番一から同番三まで  
立川市錦町二丁目四番三号  
株式会社ライズウェル  
代表取締役 渡邊 裕

東京都練馬障害者支援ホームの運営事業者の

公募について

東京都練馬障害者支援ホームを設置運営する事業者を選定するため、次のとおり事業者の公募を行う。

平成二十七年十月十九日

東京都知事 舩 添 要 一

一 公募の趣旨

現在、指定管理者により管理・運営を行っている東京

都練馬障害者支援ホームについて、弾力的かつ効率的な施設運営を実現し、利用者サービスの向上を図ることを目的として、当該施設の貸付けを受け、自ら施設設置主体となつて運営する民間の事業者を公募する。

二 運営施設

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条の施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、生活介護及び短期入所の事業を運営する施設とする。

三 所在地

東京都練馬区西大泉五丁目三十六番二号

四 施設規模

- (一) 定員 五十人
- (二) 建物構造 鉄筋コンクリート造
- (三) 延べ床面積 二千七百五十四・二五平方メートル
- (四) 延べ床面積 二千七百五十四・二五平方メートル

五 応募者の資格

社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二條に基づき設立された社会福祉法人で、同法に基づく第一種社会福祉事業の運営実績があり、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、生活介護及び短期入所の事業運営に意欲を有し、事業の安定的運営を図る能力、資力等を有する者であること。

ただし、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和六十二年一月十四日付六十一財経庶第九百二十二号)別表に掲げる排除措置の対象者のうち一号から六号までに該当する者は応募資格を有しないものとする。

六 申込方法

東京都練馬障害者支援ホーム運営事業者公募要項によ

り、応募申込書類及び計画書類を提出すること。  
なお、同要項は、九の受付場所で配布する。

七 公募要項の配布期間

平成二十七年十月十九日(月曜日)から同月二十六日(月曜日)までの午前九時三十分から午後五時までとする。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)で定める休日を除く。

八 受付期間

応募申込書類の受付は、平成二十七年十月二十日(火曜日)から同月二十六日(月曜日)までの午前九時三十分から午後五時までとする。

また、計画書類の受付は、平成二十七年十一月二十四日(火曜日)から同月二十七日(金曜日)までの午前九時三十分から午後五時までとする。

九 受付場所

東京都福祉保健局障害者施策推進部居住支援課(東京都庁第一本庁舎二十六階中央)  
電話 ○三(五三二〇)四一五七

東京都八王子自立ホームの運営事業者の公募  
について

東京都八王子自立ホームを設置運営する事業者を選定するため、次のとおり事業者の公募を行う。

平成二十七年十月十九日

東京都知事 舩 添 要 一

一 公募の趣旨

現在、指定管理者により管理・運営を行っている東京都八王子自立ホームについて、弾力的かつ効率的な施設

運営を実現し、利用者サービスの向上を図ることを目的として、当該施設の貸付けを受け、自ら施設設置主体となつて運営する民間の事業者を公募する。

二 運営施設

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条の施設入所支援及び生活介護の事業を運営する施設とする。

三 所在地

東京都八王子市千人町四丁目十四番十五号

四 施設規模

(一) 定員 三十人

(二) 建物構造 鉄筋コンクリート造

(三) 延べ床面積 二千百三十四・二二平方メートル

五 応募者の資格

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二條に基づき設立された社会福祉法人で、同法に基づく第一種社会福祉事業の運営実績があり、施設入所支援及び生活介護の事業運営に意欲を有し、事業の安定的運営を図る能力、資力等を有する者であること。

ただし、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和六十二年一月十四日付六十一財経庶第九百二十二号）別表に掲げる排除措置の対象者のうち一号から六号までに該当する者は応募資格を有しないものとする。

六 申込方法

東京都八王子自立ホーム運営事業者公募要項により、応募申込書類及び計画書類を提出すること。

なお、同要項は、九の受付場所で配布する。

七 公募要項の配布期間

平成二十七年十月十九日（月曜日）から同月二十六日（月曜日）までの午前九時三十分から午後五時までのとする。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）で定める休日を除く。

八 受付期間

応募申込書類の受付は、平成二十七年十月二十日（火曜日）から同月二十六日（月曜日）までの午前九時三十分から午後五時までのとする。

また、計画書類の受付は、平成二十七年十一月二十四日（火曜日）から同月二十七日（金曜日）までの午前九時三十分から午後五時までのとする。

九 受付場所

東京都福祉保健局障害者施策推進部居住支援課（東京都庁第一本庁舎二十六階中央）  
電話 〇三（五三二〇）四一五七

東京都視覚障害者生活支援センターの運営事業者の公募について

東京都視覚障害者生活支援センターを設置運営する事業者を選定するため、次のとおり事業者の公募を行う。

平成二十七年十月十九日

東京都知事 外 添 要 一

一 公募の趣旨

現在、指定管理者により管理・運営を行っている東京都視覚障害者生活支援センターについて、弾力的かつ効率的な施設運営を実現し、利用者サービスの向上を図ることを目的として、当該施設の貸付けを受け、自ら施設設置主体となつて運営する民間の事業者を公募する。

二 運営施設

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条の自立訓練（機能訓練）及び就労移行支援の事業を運営する施設とする。

三 所在地

東京都新宿区河田町十番十号

四 施設規模

(一) 定員 四十人

(二) 建物構造 鉄筋コンクリート造

(三) 延べ床面積 千九百三十九・〇二平方メートル

五 応募者の資格

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二條に基づき設立された社会福祉法人で、同法に基づく第一種社会福祉事業又は第二種社会福祉事業の運営実績があり、自立訓練（機能訓練）及び就労移行支援の事業運営に意欲を有し、事業の安定的運営を図る能力、資力等を有する者であること。

ただし、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和六十二年一月十四日付六十一財経庶第九百二十二号）別表に掲げる排除措置の対象者のうち一号から六号までに該当する者は応募資格を有しないものとする。

六 申込方法

東京都視覚障害者生活支援センター運営事業者公募要項により、応募申込書類及び計画書類を提出すること。

なお、同要項は、九の受付場所で配布する。

七 公募要項の配布期間

平成二十七年十月十九日（月曜日）から同月二十六日



(月曜日)までの午前九時三十分から午後五時までとする。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)で定める休日を除く。

八 受付期間

応募申込書類の受付は、平成二十七年十月二十日(火曜日)から同月二十六日(月曜日)までの午前九時三十分から午後五時までとする。

また、計画書類の受付は、平成二十七年十一月二十四日(火曜日)から同月二十七日(金曜日)までの午前九時三十分から午後五時までとする。

九 受付場所

東京都福祉保健局障害者施策推進部居住支援課(東京都庁第一本庁舎二十六階中央)

電話 ○三(五三二〇)四一五七

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年十月十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番

一号)に到着するように提出してください。  
平成二十七年十月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名

二 店舗所在地

三 設置者名

四 設置者住所

五 変更前の小売業者の氏名又は名称

六 変更後の小売業者の氏名又は名称

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称

八 変更前の小売業者の住所

九 変更後の小売業者の住所

十 変更前の小売業者の代表者名

十一 変更後の小売業者の代表者名

十二 変更日

十三 届出日

十四 縦覧場所

十五 縦覧期間

表参道ビルズ

表参道ビルズ管理組合

港区六本木六丁目十番一号

森ビル株式会社ほか八十三名

森ビル株式会社ほか七十四名

株式会社はせがわ酒店ほか九名

江東区亀戸一丁目十八番十二号(株)株式会社はせがわ酒店ほか

千代田区有楽町二丁目十番一号(株)株式会社はせがわ酒店ほか

北川 裕之(デルレイ・ジャパン株式会社)ほか

谷村 尚永(デルレイ・ジャパン株式会社)ほか

平成二十七年三月十二日ほか

平成二十七年九月十五日

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

平成二十七年十月十九日から平成二十八年二月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。  
平成二十七年十月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名

二 店舗所在地

三 設置者名

四 意見

ア 聴取者

イ 概要

ウ 收受日

五 縦覧場所

六 縦覧期間

七 縦覧時間

(仮称)新宿駅新南口ビル

渋谷区千駄ヶ谷五丁目二十四番地ほか

東日本旅客鉄道株式会社

渋谷区長

意見なし

平成二十七年九月二十九日

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

平成二十七年十月十九日から同年十一月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

二 店舗所在地

コモディイイダ町屋店

荒川区町屋三丁目十八番十一号

<p>三 設置者名 株式会社コモディイイダ</p> <p>四 意見</p> <p>ア 聴取者 荒川区長</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 収受日 平成二十七年十月二日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成二十七年十月十九日から同年十一月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>一 店舗名 トルナーレ日本橋浜町</p> <p>二 店舗所在地 中央区日本橋浜町三丁目三番一号</p> <p>三 設置者名 安田不動産株式会社ほか四名</p> <p>四 意見</p> <p>ア 聴取者 中央区長</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 収受日 平成二十七年十月六日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成二十七年十月十九日から同年十一月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に</p>	<p>ついで</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第二項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見書の提出があったので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p> <p>平成二十七年十月十九日</p> <p>東京都知事 舩 添 要 一</p> <p>一 店舗名 株式会社ダイシン百貨店ビル</p> <p>二 店舗所在地 大田区山王三丁目六番三号</p> <p>三 設置者名 株式会社ダイシン百貨店</p> <p>四 意見書</p> <p>ア 提出者及び住所 団体 大田区</p> <p>イ 概要 (ア) 小売業の開店時刻及び閉店時刻の変更に対する反対であること。 (イ) 来客が駐車場を利用することができ時間帯の変更に反対であること。</p> <p>ウ 収受日 平成二十七年十月二日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成二十七年十月十九日から同年十一月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
--	---

発行 東京都 新宿区 西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 一筒月 三〇円 六、六〇〇円 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

